

トラック運送業における書面化推進 ガイドライン

平成26年1月22日
平成29年8月4日改訂

国土交通省

目 次

はじめに.....	2
1. 書面化の趣旨について.....	2
2. 書面化の効果について.....	3
第1章 書面の交付、記載要領及び実務対応について.....	4
1. 運送状及び運送引受書の発出について.....	4
2. 記載事項について.....	6
3. 円滑性、迅速性の確保について.....	11
第2章 運送状の記入例等.....	14
1. 運送状の基本様式.....	14
2. スポット輸送についての記入例.....	15
3. 継続的な貸切輸送についての記入例.....	16
4. メールを活用した書面化の例.....	17

はじめに

1. 書面化の趣旨について

貨物自動車運送事業の安全の確保は極めて重要な課題であり、運送契約についても、運転時間、拘束時間などと密接な関係を有するものであるため、荷主等（元請事業者、利用運送事業者を含む。）との間の契約を安全の観点から、より適正なものとしていく取組がトラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議の場等から提起されてきたところです。（別添（参考1）参照）

他方、近年の社会情勢の下、貨物自動車運送事業者においては、効率的な輸送、附帯業務の実施など荷主等の多様なニーズへの対応が求められているところです。

こうした中、スポット取引の増加なども機として、個々の運送毎に適切な条件が設定されるように、荷主等との協働の下、必要な事項を運送引受書により発すること（書面化）を通じ、安全運行を徹底するべく、これをルール化するとともに、必要最低限の事項を明らかにしたものです。（別添（参考2）参照）

なお、貨物自動車運送事業輸送安全規則においても、「輸送条件が明確でない運送の引受け」や「運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更」などは安全を阻害しかねない行為とされており、貨物自動車運送事業者は、こうした行為を防止するため、荷主と密接に連絡・協力して、適正な取引の確保に努めなければならないと規定されています。

<貨物自動車運送事業輸送安全規則>

（適正な取引の確保）

第九条の四 一般貨物自動車運送事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更、荷主の都合による集貨地点等における待機又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。

このガイドラインにおいては、実務に即して、記載事項の要領などとともに標準的な様式も提示し、できる限り円滑、迅速に書面化を行えるようにしておりますので、書面化に向けた取組にご活用下さい。

2. 書面化による効果

契約を書面化することにより、以下のような効果が期待できます。

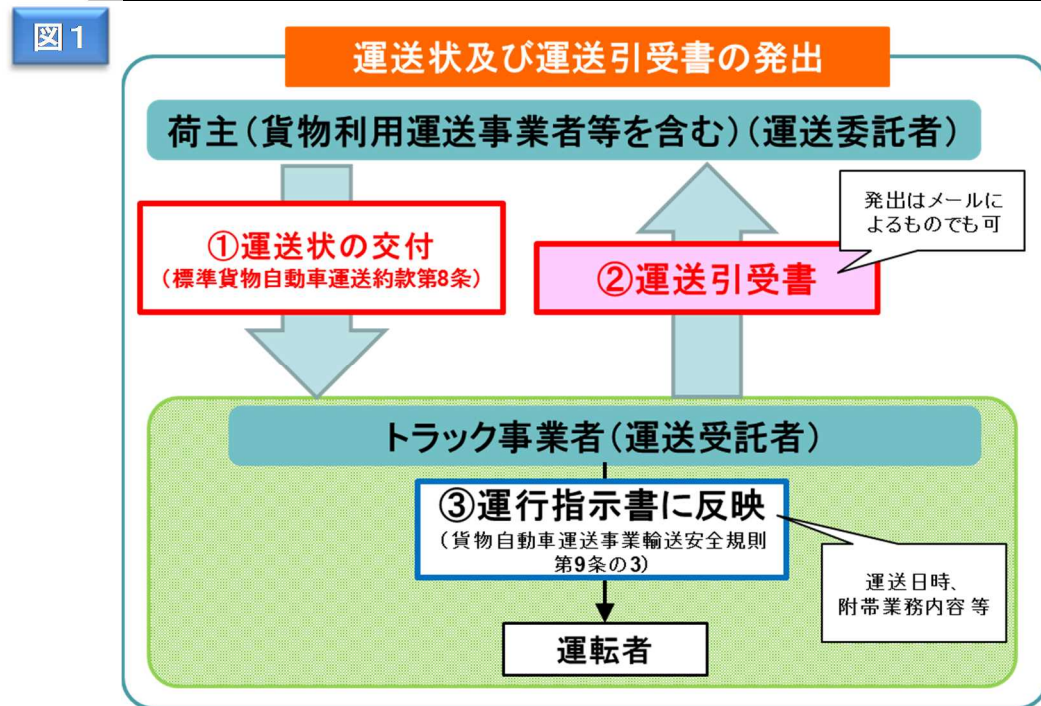
- ①事前に運送条件を確認することで、輸送形態や発着時間等が明確化され、過労運転等のコンプライアンス違反を防止することができる。
- ②運送条件等を記録しておくことで、事故等が起こった際に事後的に契約内容を確認することができる。
- ③契約にない附帯業務の防止等、現場でのトラブルを回避することができる。
- ④事前に積込・取卸料や附帯業務料等を明確にすることで適正な運賃・料金を収受することができる。

第1章. 書面の交付、記載要領及び実務対応について

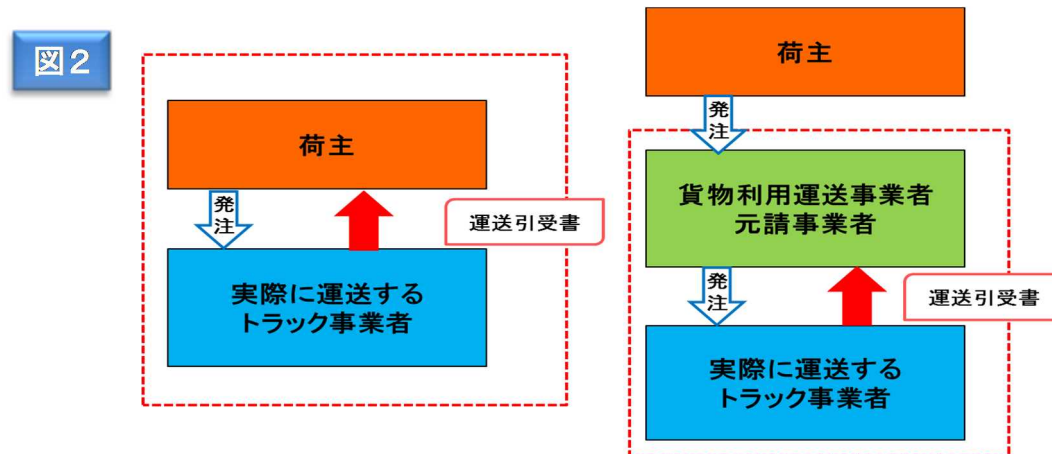
1. 運送状及び運送引受書の発出について

(1) 標準貨物自動車運送約款に基づき、貨物の運送を委託する荷主（以下「運送委託者」という。）は、運送状を作成し、貨物自動車運送事業者に提出し、貨物の運送を引き受けた貨物自動車運送事業者（以下「運送受託者」という。）は、運送委託者に対して、運送の実施前に運送引受書を交付します。運送受託者は、トラブル防止等のため1年間保存に努めて下さい。（図1参照）

※積合せ及び引越、軽貨物、霊きゅう、廃棄物運送については除く。



(2) 運送引受書を交付する相手は、直接委託をしてきた者であり、貨物利用運送事業者等を含みます。（図2参照）



(3) 書面はFAXなどに加え、電子メール等の電磁的方法も可能です。

※運送引受書をFAXや電子メールにより運送委託者に対して提出する場合には、実際には文書が交付されないことから、課税物件は存在せず、印紙税の課税原因は発生しません。

(4) 原則として書面化は、対象となる運送行為の実施前に必要事項を共有する趣旨のものです。運送受託者及び運送委託者両者において、あらかじめ様式や手続きを決めるなど運送行為前の書面化に向け、運送受託者及び運送委託者両者において連携して取り組んで下さい。

(5) 運送受託者と直接契約関係にない荷主、元請事業者、貨物利用運送事業者においても、不要なトラブルを回避するばかりでなく、業務の範囲、運送条件を明確化することにより、物流事業者と連携し、輸送品質の向上も期待できることから、運送状（委託書）を発出することが求められます。

2. 記載事項について

(1) 必要記載事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 貨物の品名、重量、個数等② 運送日時（積込み開始日時・場所、取卸し終了日時・場所）③ 運送の扱種別④ 運賃、燃料サーチャージ、料金（積込料及び取卸料、待機時間料、
附帯業務料等）、有料道路利用料、立替金その他の費用⑤ 荷送人及び荷受人の連絡先等⑥ 運送状の作成年月日等⑦ 高価品については、貨物の種類及び価額⑧ 積込み又は取卸し作業の委託の有無⑨ 附帯業務の委託⑩ 運送保険加入の委託の有無⑪ 支払方法、支払期日 |
|--|

なお、本ガイドラインで示す上記の「必要記載事項」は、必要最小限の項目としています。業務上必要な記載項目（任意記載項目）とあわせて記載しても差し支えありません。

(2) 必要記載事項の記載要領

- ① 貨物の品名、重量、個数等
運送委託者、運送受託者間での決定に従い運送品の概要を記載して下さい。（運転者においても掌握できる範囲であれば、詳細な記載を要しません。）また、運送品にあわせ適切な車種及び台数を記載して下さい。

- ② 運送日時（積込み開始日時・場所、取卸し終了日時・場所）
所定の拘束時間、休息期間、運転時間、連続運転時間に抵触しないこと、荷待ち時間が生じないこと等に留意して運送委託者、運送受託者間で決定後に記載して下さい。

<参考 1> 貨物自動車運送事業者の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準

拘束時間	休息期間	運転時間	連続運転時間
<p>1ヶ月 293 時間を超えない（年間 3,516 時間（293 時間×12ヶ月）を超えない範囲で1ヶ月 320 時間まで延長可）</p> <p>1日の拘束時間は 13 時間（16 時間まで延長可、ただし、15 時間超えは 1 週間に 2 回以内）を超えない</p>	<p>1日の継続 8 時間以上</p>	<p>2 日を平均し 1 日 当たり 9 時間を超えない</p> <p>2 週間を平均し 1 週間 当たり 44 時間を超えない</p>	<p>4 時間を超えない</p>

また、運転者が一の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間（ただし、フェリーに乗船する場合の休息期間を除く。）は 144 時間を超えてはならない。

<参考 2> 受注時の時間設定が安全運行を阻害した例

【甲の発注事例内容】

県内の配送コースについて、配送地点毎の到達時刻を設定し、延着の場合は商品を乙に買い取らせるという厳しい着時刻の指定も行っていった。

↓

【結果】

上記の結果、乙の配車が過酷になり、運転手は 8 時間以上の連続した休息期間が確保できず、短時間の分割した休息期間となり、拘束時間も 1 日 16 時間を超過するものが頻発する状況となった。

本件は、重大な交通事故を引き起こす原因となる過労運転を発注者である甲が乙に強いていたものである。

③ 運送の扱種別

積合せ運賃、貸切距離制運賃、貸切時間制運賃等の扱種別を記載して下さい。

④ 運賃、燃料サーチャージ、料金（積込料及び取卸料、待機時間料、附帯業務料等）、有料道路利用料、立替金その他の費用

【運賃、燃料サーチャージ】

当該運送について、実際に適用する運賃、燃料サーチャージの金額を記載して下さい。

<参考>運賃の定義

「運賃」とは、貨物の場所的移動に対する対価をいう。なお、貨物の積付けであって、シート、ロープなど通常貨物運送事業を行う者が備えている積付用品による作業への対価を含むものとする。

<参考>燃料サーチャージの定義

「燃料サーチャージ」とは、燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建ての運賃として設定する制度であり、貨物自動車運送事業者が設定している場合に記載。(別添(参考3)参照)

【料金(積込料及び取卸料、待機時間料、附帯業務料等)】

当該運送について、運賃とは別に料金が発生する場合には、各料金をそれぞれ区分して設定します。

※適正な運賃・料金を収受するため、荷待ちや運送以外の役務(積込み、取卸し、附帯業務等)を行う場合には運賃とは別建てで料金を収受すべきこととされています。(別添(参考4))

<参考>料金の定義

「料金」は、(1)及び(2)の通りとする。

(1) 貨物運送事業者が受託する運送以外の役務に対する対価であって以下①～③に掲げるもの。

①積込料又は取卸料

貨物の発地又は着地において、荷送人又は荷受人の依頼により、貨物運送事業者が行う貨物の車両への積込み又は車両からの取卸し(貨物の積付けであって、シート、ロープなど通常貨物運送事業者が備えている積付用品による作業を除く。)に対する対価

②待機時間料

車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により貨物運送事業者が待機した時間(荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。)に対する対価

③附帯業務料

荷送人又は荷受人の依頼により、貨物運送事業者が行う品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の貨物運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務に対する対価

(2) 深夜・早朝配送等の特別な費用が発生する輸送により増加する費用を賄うために収受するためのもの。

<積込料及び取卸料>

貨物自動車運送事業者が積込み又は取卸し作業を行う場合は、料金を記載してください。

<待機時間料>

時間単価を基に、見込み待機時間に応じた料金の金額を記載して下さい。

<附帯業務料>

附帯業務を行う場合には、料金を記載して下さい。

また、荷役機械使用料、架装費等の費用があればこの欄に記載して下さい。

【有料道路利用料、立替金その他の費用】

運送委託者が運送受託者に対して負担する料金の金額を記載して下さい。

金額ではなく、実際に要した費用とする場合には、その旨を明記して下さい。

<有料道路利用料>

有料道路を利用する場合には、利用料金を記載して下さい。

<その他の費用>

上記の他に運送に付随して費用が生じた場合は記載して下さい。

⑤ 荷送人及び荷受人の連絡先等

貨物自動車運送事業者へ運送を委託する者及び貨物の受取人の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他連絡先を記載して下さい。

⑥ 運送状の作成年月日等

運送状を作成した年月日がわかるように記載して下さい。

⑦ 高価品については、貨物の種類及び価額

貨物に高価品が含まれる場合は、運送品の概要欄に種類及び価額をあわせて記載してください。

- ⑧ 積込み又は取卸し作業の委託の有無
貨物自動車運送事業者に積込み又は取卸し作業を委託する際にはその旨を記載してください。

- ⑨ 附帯業務の委託
標準貨物自動車運送約款第60条第1項を踏まえ、提供する役務を記載して下さい。

<参考1> 予定外の附帯業務の改善の必要性

予定外の附帯業務については、拘束時間超過のリスクや事故発生時のトラブルのリスクとなるものです。

現場のサービス作業ではなく、予め定められる業務として位置づけられる必要があります。

<参考2> (標準貨物自動車運送約款第60条第1項)

当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の貨物自動車運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務(以下「附帯業務」という。)を引き受けた場合には、当社が別に定める料金又は実際に要した費用を収受し、当店の責任においてこれを行います。

- ⑩ 運送保険加入の委託の有無
運送保険への加入を貨物自動車運送事業者に委託する場合にはその旨を記載してください。

- ⑪ 支払方法、支払期日
運賃・料金の支払方法、支払期日(年月日)を記載して下さい。

3. 円滑性、迅速性の確保について

基本契約、覚書、作業指示書、発注書等に2.の必要記載事項が記載されている場合には改めて全てを記載し運送状を書面化する必要はありません。

仮に記載されていない事項がある場合には、既存の書面に追加する等簡便な方法で対応するものです。

(1) 継続的な運送契約に伴う書面について

貨物自動車運送事業者が特定の荷主等との間の契約が、2.の必要記載事項中、積込み開始・取卸し終了時刻・場所、車種・台数、積込み又は取卸し作業の委託の有無、附帯業務及び運送保険加入の委託の有無について継続して同一条件であるものならば、個々の運送毎の書面化は不要です。

また、例えば、車種・台数のみが日によって変わる場合には、その都度、車種・台数のみをメール・FAX等で交付すれば他の項目については、書面化は不要です。

(2) 変更時の簡便な対応について

当初の書面に記載されていた事項の一部を変更する場合には、全ての事項を改めて書面化する必要はありません。

例えば、積み込みの荷待ち時間が生じた結果、取卸し時刻の変更のメールを送付するなど適宜対応して下さい。

(3) 運賃、料金の記載について

運賃、料金の取扱について、反復継続しての契約関係にある委託者、受託者間において、実額の表記に代えて、算定方法を示す書面を添付する簡便な方法をとることは可能です。

運賃・料金について、受託者側の理由で事後的な決定とならざるを得ない場合であっても、当該運送の運賃・料金を確定できるよう明確な適用方を事前に定めておく必要があります。

(4) 下請法に基づく書面の活用について

委託者から下請法に基づく書面を交付される事業者については、これを有効に活用することもできます。(次頁<参考1>及び<参考2>を参照)

なお、下請3条書面においても運送状と同様に運賃・料金を区別して記載する必要があります。

<参考 1> 下請法第 3 条の書面との関係について

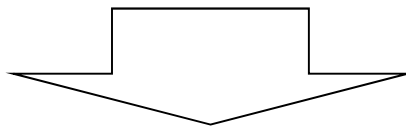
下請代金支払遅延等防止法第 3 条の 必要記載事項	運送引受書の必要記載事項
(1) 親事業者及び下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）	⑤ 荷送人及び荷受人の連絡先等
(2) 役務提供委託をした日	⑥ 運送状の作成年月日等
(3) 下請事業者の給付の内容	① 貨物の品名、重量、個数等 ③ 運送の扱種別 ⑦ 高価品については、貨物の種類及び価額 ⑧ 積み込み又は取卸し作業の委託の有無 ⑨ 附帯業務の委託 ⑩ 運送保険加入の委託の有無
(4) 役務が提供される期日又は期間	② 運送日時（積み込み開始日時・場所、取卸し終了日時・場所）
(5) 下請事業者の給付を受領する場所	② 運送日時（積み込み開始日時・場所、取卸し終了日時・場所）
(6) 下請代金の額（算定方法による記載も可）	④ 運賃、燃料サーチャージ、料金（積込料及び取卸料、待機時間料、附帯業務料等）、有料道路利用料、立替金その他の費用
(7) 下請代金の支払期日	⑪ 支払方法、期日
(8) 手形を交付する場合は、手形の金額（支払比率でも可）及び手形の満期	⑪ 支払方法、期日
(9) 一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日	⑪ 支払方法、期日
(10) 電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額及び電子記録債権の満期日	⑪ 支払方法、期日

※右欄の①～⑪の番号は 2. (1) の「必要記載事項」に付した番号を示している。

<参考2> 下請法3条書面の書式例

_____ 殿		○○株式会社	
注文年月日	委託内容	委託期間(日)	
場所	代金(円)	支払期日	支払方法

※上記のような書式を利用して、積み開始時刻や附帯業務内容・料金などを明記することも可能です。



○○運輸株式会社 御中		○○食品株式会社 東京都千代田区○○ 03(○○○○)○○○○	
注文年月日 平成29年1月23日	委託内容 (運送品の概要) 食用ナタネ油 (車種) 4t車 (台数) 1両貸切時間制 (積み作業の委託) 有 (取卸し作業の委託) 有 (運送保険加入の委託) 無 (附帯業務) ・□□商店所有パレットへの積み替えおよびフォークリフトによる倉庫への搬入、倉庫内における検品作業	委託期間(日) 平成29年1月24日 (積み開始日時) 平成29年1月24日(9時) (取卸し終了日時) 平成29年1月24日(17時) (附帯業務日時) 平成29年1月24日(17時15分～18時)	
場所 (積み先) ○○食品A株式会社工場 (取卸し先) □□商店	代金(円) 運賃: 50,000円 燃料サーチャージ: 2,000円 有料道路利用料: 1,000円 積込料及び取卸料: 3,000円 附帯業務料: 3,000円 消費税額: 4,640円	支払期日 平成29年2月28日	支払方法 銀行振込
上記のとおり運送を受託します。		平成29年1月23日 ○○運輸株式会社 東京都千代田区○○ 03(○○○○)○○○○	

運送品の概要、車種、台数、積み又は取卸し作業の委託の有無、運送保険加入の委託の有無及び附帯業務の内容について記載

積み開始、取卸し終了日時を明記

運賃、料金等種類ごとに記載

受託時に上記の委託事項を確認のうえ応諾

第2章. 運送状の記入例等

1. 運送状の基本様式

基本的な運送状のモデル様式を定めたのでご活用下さい。また、運送引受書も運送状を活用して作成することが可能です。

A. 委託時記載事項 **委託者においてI～IIIを示して、受託者に運送を依頼**

		委託日:平成 年 月 日	
運送委託者	名称	電話	
		FAX、E-mail	
	住所	【責任者・担当者名】	

I 運送業務

積込み開始日時		積込み先	
【住所】		【連絡先(電話、担当者)】	
取卸し終了日時		取卸し先	
【住所】		【連絡先(電話、担当者)】	
積込み作業の委託	有 ・ 無	運送保険加入の委託	有 ・ 無
取卸し作業の委託	有 ・ 無		

運送品の概要		運送の扱種別	
車種		台数	両

II 附帯業務

附帯業務内容	
業務日時	
【備考】	

(注)「附帯業務」は、標準貨物自動車運送約款第60条第1項を踏まえた役務(品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分け、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の貨物自動車運送に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務)であり、「運賃及び料金の」の「附帯業務料」の欄に記載の費用となります。

III 運賃及び料金

運賃	円	燃料サーチャージ	円	有料道路利用料(税込)	円
積込料	円				
取卸料	円				
待機時間料	円	(見込み待機時間: 分、分あたり単価: 円)			
附帯業務料	品代金の取立て	円	荷掛金の立替え	円	
	荷造り	円	仕分け	円	
	保管	円	検収及び検品	円	
	横持ち及び縦持ち	円	棚入れ	円	
	ラベル貼り	円	はい作業	円	
その他附帯業務()	円				
〇〇料	円				
消費税額	円				
【備考】					

支払日		【毎月 日締め切り、翌月 日払い】	支払方法	
-----	--	-------------------	------	--

(注)・「運賃」及び「燃料サーチャージ」は、受託者が設定しているものによります。
 ・「有料道路使用料(税込)」は、通行予定の有料道路の利用料を記載します。
 ・「積込料」及び「取卸料」とは、貨物の発地又は着地において、荷送人又は荷受人の依頼により、受託者が行う貨物の車両への積込み又は車両からの取卸し(貨物の積み付けであって、シート、ロープなど通常貨物自動車運送事業者が備えている積付用品による作業を除く。)に対する対価であり、受託者が設定しているものによります。
 ・「待機時間料」とは、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により受託者が待機した時間(荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。)に対する対価であり、受託者が設定している時間単価を基に記載します。
 ・「消費税額」は、法定の税率によります。

・上記のとおり運送を委託します。なお、運賃及び料金に変更が生じる等、本状に記載のない事項が発生した場合は、支払時に双方で決定し精算することとします。

委託者(荷主、元請事業者、貨物利用運送事業者)

B. 受託時記載事項 **上記を応答の上、受託者において記載**

運送受託者名	名称	電話	
		FAX、E-mail	
	住所	【責任者・担当者名】	
【車両番号】		【運転者名】	
【備考】			

・上記のとおり運送を受託します。

平成 年 月 日 運送受託者(貨物自動車運送事業者)

(注1)グレーは、当事者間での必要に応じて記載する任意記載項目欄です。

(注2)運送委託者において発出された運送状にB欄を追記して運送引受書が作成発出される例があるが、運送状については、運送委託者が提出する旨、標準貨物自動車運送約款第9条で規定されています。

(注3)この運送引受書は、国土交通省「トラック運送業における書面化ガイドライン」に基づき発行される書面です。運送委託者がこの書面と相違した運送を強要した場合は、貨物自動車運送事業法第64条に基づく荷主勧告、社名公表が行われる場合があります。

2. スポット輸送についての記入例

A. 委託時記載事項

委託者においてⅠ～Ⅲを示して、受託者に運送を依頼

委託日：平成29年1月23日

運送委託者	名称	〇〇食品工業株式会社	電話	03(1111)1111
			FAX、E-mail	03(2222)2222
	住所	東京都〇〇区××	【責任者、担当者名】	▲▲一郎

Ⅰ 運送業務

積込み開始日時	平成29年 1月24日(9時)	積込み先	〇〇食品工業株式会社A工場
【住所】	東京都〇〇区××	【連絡先(電話、担当者)】	▲▲一郎 03(1111)1111
取卸し終了日時	平成29年 1月24日(17時)	取卸し先	□□商店
【住所】	東京都△△区□□	【連絡先(電話、担当者)】	◆◆花子
積込み作業の委託	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	運送保険加入の委託	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
取卸し作業の委託	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

運送品の概要	食品	運送の扱種別	貨切距離制
車種	冷蔵車、6トン	台数	1 両

Ⅱ 附帯業務

附帯業務内容	●●商店所有パレットへの積み替えおよびフォークリフトによる倉庫への搬入、倉庫内における検品作業
業務日時	平成29年 1月24日(17時15分) ~ 平成29年 1月24日(18時00分)
【備考】	

(注)「附帯業務」は、標準貨物自動車運送約款第60条第1項を踏まえた役務(品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分け、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の貨物自動車運送に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務)であり、「運賃及び料金」の「附帯業務料」の欄に記載の費用となります。

Ⅲ 運賃及び料金

運賃	50,000 円	燃料サーチャージ	円	有料道路利用料(税込)	1,000 円
積込料	1,500 円				
取卸料	1,500 円				
待機時間料	円	(見込み待機時間: 分、 分あたり単価: 円)			
附帯業務料	品代金の取立て	円	荷掛金の立替え	円	
	荷造り	円	仕分け	円	
	保管	円	検収及び検品	1,000 円	
	横持ち及び縦持ち	1,500 円	棚入れ	円	
	ラベル貼り	円	はい作業	円	
	その他附帯業務()	円			
〇〇料	円				
消費税額	4,440 円				
【備考】					

支払日	【毎月 日締め切り、翌月 日払い】	支払方法	
-----	-------------------	------	--

(注)・「運賃」及び「燃料サーチャージ」は、受託者が設定しているものによります。

・「有料道路利用料(税込)」は、通行予定の有料道路の利用料を記載します。

・「積込料」及び「取卸料」とは、貨物の発地又は着地において、荷送人又は荷受人の依頼により、受託者が行う貨物の車両への積込み又は車両からの取卸し(貨物の積み付けであって、シート、ロープなど通常貨物自動車運送事業者が備えている積付用品による作業を除く。)に対する対価であり、受託者が設定しているものによります。

・「待機時間料」とは、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により受託者が待機した時間(荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。)に対する対価であり、受託者が設定している時間単価を基に記載します。

・「消費税額」は、法定の税率によります。

・上記のとおり運送を委託します。なお、運賃及び料金に変更が生じる等、本状に記載のない事項が発生した場合は、支払時に双方で決定し精算することとします。

委託者(荷主、元請事業者、貨物利用運送事業者)

B. 受託時記載事項

上記を応諾の上、受託者において記載

運送受託者名	名称	〇〇運送株式会社	電話	03(3333)3333
			FAX、E-mail	03(4444)4444
	住所	東京都〇〇区◆◆	【責任者、担当者名】	★★太郎
【車両番号】	〇〇123あXXXX	【運転者名】	●●二郎	
【備考】				

・上記のとおり運送を受託します。

平成29年 1月23日

運送受託者(貨物自動車運送事業者)〇〇運送株式会社代表取締役 ★★太郎

(注1)グレーは、当事者間での必要に応じて記載する任意記載項目です。

(注2)運送委託者において発出された運送状にB欄を追記して運送引受書が作成発出される例であるが、運送状については、運送委託者が提出する旨、標準貨物自動車運送約款第8条で規定されています。

(注3)この運送引受書は、国土交通省「トラック運送業における書面化ガイドライン」に基づき発行される書面です。運送委託者がこの書面と相違した運送を強要した場合は、貨物自動車運送事業法第64条に基づき荷主警告、社名公表が行われる場合があります。

3. 継続的な貸切輸送についての記入例

A. 委託時記載事項 **委託者においてⅠ～Ⅲを示して、受託者に運送を依頼**

		委託日:平成29年2月1日	
運送委託者	名称	〇〇食品株式会社	電話 011(111)1111
			FAX、E-mail 011(222)2222
	住所	北海道札幌市〇〇	【責任者・担当者名】 〇〇三郎

Ⅰ 運送業務

積込み開始日時	平日(土日祝除く)9時(平成29年2月10日～平成29年2月28日)	積込み先	〇〇食品㈱ A工場
【住所】	北海道札幌市〇〇	【連絡先(電話、担当者)】	〇〇一郎 011(111)1111
取卸し終了日時	当日 16時(平成29年2月10日～平成29年2月28日)	取卸し先	□□スーパー B店
【住所】	北海道札幌市□□	【連絡先(電話、担当者)】	□□二郎 011(333)3333
積込み作業の委託	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	運送保険加入の委託	有 <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> 無
取卸し作業の委託	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		

運送品の概要	冷凍食品	運送の扱種別	貸切距離制
車種	冷凍車、2トン	台数	1 両

Ⅱ 附帯業務

附帯業務内容	フォークリフトによる倉庫への搬入、店内での棚入れ作業
業務日時	平成29年 2月10日 ～ 平成29年 2月28日 16時15分～17時15分
【備考】	

(注)「附帯業務」は、標準貨物自動車運送約款第60条第1項を踏まえた役務(品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分け、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の貨物自動車運送に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務)であり、「運賃及び料金」の「附帯業務料」の欄に記載の費用となります。

Ⅲ 運賃及び料金

運賃	1日あたり 20,000 円	燃料サーチャージ	円	有料道路利用料(税込)	1,000 円
積込料	1日あたり 1,500 円				
取卸料	1日あたり 1,500 円				
待機時間料	1日あたり 円	(見込み待機時間: 分、 分あたり単価: 円)			
附帯業務料	品代金の取立て	円	荷掛金の立替え	円	
	荷造り	円	仕分け	円	
	保管	円	検収及び検品	円	
	横持ち及び縦持ち	1,500 円	棚入れ	1,500 円	
	ラベル貼り	円	はい作業	円	
	その他附帯業務()	円			
〇〇料	円				
消費税額	2,080 円				
【備考】					

支払日	【毎月 日締め切り、翌月 日払い】	支払方法
-----	-------------------	------

(注)「運賃」及び「燃料サーチャージ」は、受託者が設定しているものによります。

・「有料道路利用料(税込)」は、通行予定の有料道路の利用料を記載します。

・「積込料」及び「取卸料」とは、貨物の発地又は着地において、荷送人又は荷受人の依頼により、受託者が行う貨物の車両への積込み又は車両からの取卸し(貨物の積み付けであって、シート、ロープなど通常貨物自動車運送事業者が備えている積付用品による作業を除く。)に対する対価であり、受託者が設定しているものによります。

・「待機時間料」とは、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により受託者が待機した時間(荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。)に対する対価であり、受託者が設定している時間単価を基に記載します。

・「消費税額」は、法定の税率によります。

・上記のとおり運送を委託します。なお、運賃及び料金に変更が生じる等、本状に記載のない事項が発生した場合は、支払時に双方で決定し精算することとします。

委託者(荷主、元請事業者、貨物利用運送事業者)

B. 受託時記載事項 **上記を応諾の上、受託者において記載**

運送受託者名	名称	××貨物株式会社	電話	011(333)3333
			FAX、E-mail	011(444)4444
	住所	北海道札幌市××	【責任者・担当者名】	☆☆四郎
【車両番号】	札幌123IXXXX	【運転者名】	▲▲五郎	
【備考】				

・上記のとおり運送を受託します。

平成 29年 2月 2日 運送受託者(貨物自動車運送事業者) ××貨物株式会社代表取締役 ☆☆四郎

(注1)グレーは、当事者間での必要に応じて記載する任意記載項目欄です。

(注2)運送委託者において発出された運送状にB欄を適切に運送引受書が作成発出される例であるが、運送状については、運送委託者が提出する旨、標準貨物自動車運送約款第8条で規定されています。

(注3)この運送引受書は、国土交通省「トラック運送業における書面化ガイドライン」に基づき発行される書面です。運送委託者がこの書面と相違した運送を強要した場合は、貨物自動車運送事業法第64条に基づき荷主通告、社名公表が行われる場合があります。

4. メールを活用した書面化の例

運送委託者→運送受託者メール送信

差出人：xxxxxx@mlit.go.jp
送信日時：2017年5月30日木曜日 10:57
宛先：xxxxxx@co.jp
件名：【運送依頼】食用油輸送のため6t車1台

〇〇運輸(株)御中

下記のとおりお願いいたします。

品名：食用油
車種等：6トン車1両（貸切距離制）
積込：5/31 〇時（〇〇食工業 A工場）
取卸：5/31 17時（△△商店）

積込作業の委託：有
取卸作業の委託：有

附帯業務：17時～〇時△△商店所有パレットへの積み替え、フォークリフトでの倉庫搬入

運送保険加入の委託：無

運賃50,000円、燃料サーチャージ1,800円、待機時間料：30分あたり1,000円、附帯業務料3,000円、積込料及び取卸料2,500円、消費税2,740円

支払い：H29.6.30 銀行振込

〇〇食品(株) 〇〇課 国土 花子

〒111-1111

東京都〇〇区

TEL:03-1111-1111

FAX:03-2222-2222

E-MAIL:xxxxxx@mlit.go.jp

運送受託者→運送委託者メール送信

差出人：xxxxxx@co.jp
送信日時：2017年5月30日木曜日 11:57
宛先：xxxxxx@mlit.go.jp
件名：RE:【運送依頼】食用油輸送のため6t車1台
〇〇食品(株) 国土さま
メールにて依頼のありました下記の件了解しました。

〇〇運輸(株)
総務課 運輸 太郎
〒222-2222
東京都〇〇区〇〇
Tel:03-3333-3333
Fax:03-4444-4444

-----Original Message-----

差出人：xxxxxx@mlit.go.jp
送信日時：2017年5月30日木曜日 10:57
宛先：xxxxxx@co.jp
件名：【運送依頼】食用油輸送のため6t車1台
〇〇運輸(株)御中

下記のとおりお願いいたします。

品名：食用油
車種等：6トン車1両（貸切距離制）
積込：5/31 〇時（〇〇食工業 A工場）
取卸：5/31 17時（△△商店）

積込作業の委託：有
取卸作業の委託：有

附帯業務：17時～〇時△△商店所有パレットへの積み替え、フォークリフトでの倉庫搬入

運送保険加入の委託：無

運賃50,000円、燃料サーチャージ1,800円、待機時間料：30分あたり1,000円、附帯業務料3,000円、積込料及び取卸料2,500円、消費税2,740円

支払い：H29.6.30 銀行振込

〇〇食品(株) 〇〇課 国土 花子

〒111-1111

東京都〇〇区

TEL:03-1111-1111

FAX:03-2222-2222

E-MAIL:xxxxxx@mlit.go.jp

Q & A

Q. 1 荷主等に運送状を確実に発出してもらえるか。

A. 荷主等からの書面（運送状）の発出については、これを確実にするよう標準貨物自動車運送約款における荷主等の義務とするとともに、通達や要請によりこれを徹底しております。

また、平成28年度には、契約内容の書面化等、望ましい取引のあり方を荷主等に示したリーフレットを作成し、荷主等を含めた関係者に対するセミナーを開催し、リーフレットの周知を行うなど、契約内容の書面化を啓発する取組を行ったところです。今後も引き続き契約の書面化推進に向けた取組を行ってまいります。

Q. 2 運賃・料金の適正収受に効果があるのか。

【P3、P14～16参照】

A. 約款において運賃・料金を記載する書面（運送状）の発出を荷主等の義務とし、あわせて附帯業務の明確化などを図っています。また、平成29年に標準運送約款の改正を行い、運賃と料金の明確化や附帯業務内容の具体例を規定しました。さらにガイドラインにおいても運送状記入例様式を標準運送約款に則った形式に改正したところであり、運賃及び料金の適正収受につなげて頂きたいと考えます。

Q. 3 書面化を、今進めることでどのような効果が期待されるのか。

【P2参照】

A. 安全運行の阻害行為の回避や荷待ち時間を削減するとともに、運送や附帯業務に伴う適正な対価の収受について効果が期待されます。

また、消費税の転嫁や燃料サーチャージの導入についても効果が期待されます。

Q. 4 運送引受書の印紙税の取扱いはどのようになるのか。

【P5参照】

A. ガイドライン掲載の基本様式（P13～16）に示す事項を記載した運送引受書をFAXや電子メールにより運送委託者に対して提出する場合には、実際に文書が交付されませんから、課税物件は存在しないこととなり、印紙税の課税原因は発生しません。

なお、上記の運送引受書（「紙」）を運送委託者に交付する場合には、

印紙税の課税文書に該当することになります。(国税庁に確認済)。

Q. 5 ガイドラインに示す「必要記載事項」では足りないのではない
か。【P 6～10参照】

A. 本ガイドラインで示す「必要記載事項」は、必要最小限の項目として
おります。

各社において、業務上必要な記載項目(任意記載項目)を追加するな
どご活用願います。

Q. 6 現在、下請法3条書面などで、既に書面交付を行っている事業
者は、既存の書面を活用してよいか。
【P 11～13参照】

A. 下請法第3条書面を用いて頂くようにP 13に記載要領を記載してお
ります。

また、下請の立場の事業者においては、当該発注者の書面に対し「受
託した旨」をメールすれば結構です。

さらに、下請法の対象となる当事者間においては、実態上、既に基
本契約、覚書、作業指示書、発注書等をやり取りし、これらにより書
面化が出来ているものと聞いておりますが、これを機に改めて両者で
ご確認願います。

Q. 7 ガイドライン掲載の基本様式は標準様式なのか。
【P 14～16参照】

A. ガイドラインの様式は、どのような事業者においても共通に使用でき
るものですので予めメール等に入力しておくことと便利です。なお、必要記
載事項が網羅されていれば基本様式以外のものであっても問題なく、こ
れをイメージしたメールの書式もP 17に追記しております。

Q. 8 中小事業者は、書面を取り交わす習慣が定着していないことか
ら、個別契約とは別に、契約の概要を取り決める契約(基本契約)を
交わすことを優先すべきでないか。

A. 基本契約についても、個々の書面化とともに重要であることから、国
及びトラック協会において継続的に取り組んでいくことと考えており
ます。

トラック運送業における書面化推進ガイドライン (参考資料)

トラック輸送取引に係る以下の個別課題について、平成24年8月のパートナーシップ会議で改善方策の検討を実施。

長時間にわたる手待ち時間発生

契約に基づかない付帯作業の要求

契約書面の不交付

一方的な運賃減額

協賛金の要請

【要因】

道路等の混雑問題、時間厳守への固執、悪しき慣習の固定化、中小トラック事業者の増加、運賃ルール of 形骸化

書面契約の必要性 ← 地方パートナーシップ会議の場で説明された具体課題

- ①口頭による運送依頼の取引慣行化により、「運賃」「支払期日」「支払方法」等基本事項が不明確になっている。
- ②契約書がないので、責任の範囲が曖昧な状況となっている。
- ③契約が書面化されても基本契約に関するものが中心となり、運賃等重要な契約事項は書面化されていない事例が多い。
- ④口頭契約先の荷主の仕事では、手待ち時間の発生、付帯作業の要求が多い。
- ⑤個建て方式の契約で、1個の荷物の大きさを決めてなかったため、5個の荷物を1個に束ね1個分の荷物の運賃に減額された。
- ⑥体裁だけ整えただけの契約書が多く、詳細な条件が明記されていないため、最低限の必要項目を網羅した契約書のひな形的なものを作成してはどうか。

書面契約の推進が急務

書面契約推進に係る各種調査

■国土交通省及び全日本トラック協会において以下の調査を実施中。

1. 運送契約に係る実態及び課題調査
2. 運送契約の書面化に係る優良事例調査
3. 荷主、元請、利用運送事業者からの発注実態調査

荷主との交渉力の向上について

■荷主との交渉力の向上として、以下の取組を併行して実施。

- ・原価意識向上のための基礎セミナー
- ・燃料サーチャージ導入促進セミナー
- ・適正取引相談窓口の周知徹底
- ・トラック輸送適正取引推進ガイドラインの周知徹底
- ・下請代金法講習会(中小企業庁)
- ・トラック輸送適正取引推進ガイドライン説明会(中小企業庁)

平成24年度内のパートナーシップ会議において、義務化及び具体運用を決定

(貨物の種類及び性質の確認)

第六条 当店は、貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を明告することを申込者に求めることがあります。

(引受拒絶)

第七条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

- 一 当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。
- 二 申込者が、前条第一項の規定による明告をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。
- 三 当該運送に適する設備がないとき。
- 四 当該運送に関し、申込者から特別の負担を求められたとき。
- 五 当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- 六 天災その他やむを得ない事由があるとき。

(運送状等)

第八条 荷送人は、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一口ごとに提出しなければなりません。ただし、個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。第三十二条第二項において同じ。)が荷送人である場合であって、当社がその必要がないと認めたときは、この限りではありません

- 一 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数
 - 二 集荷先及び配達先又は発送地及び到達地(団地、アパートその他高層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。)
 - 三 運送の扱種別
 - 四 運賃、料金(第三十三条の二に規定する積込料及び取卸料、第三十三条の三に規定する待機時間料、第六十条第一項に規定する附帯業務料等をいう。)、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用(以下「運賃、料金等」という。)の額その他その支払に関する事項
 - 五 荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号
 - 六 運送状の作成地及びその作成の年月日
 - 七 高価品については、貨物の種類及び価額
 - 八 貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨
 - 九 第六十条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨
 - 十 運送保険に付することを委託するときは、その旨
 - 十一 その他その貨物の運送に関し必要な事項
- 2 荷送人は、当社が前項の運送状の提出の必要がないと認めたときは、当社に前項各号に掲げる事項を明告しなければなりません。

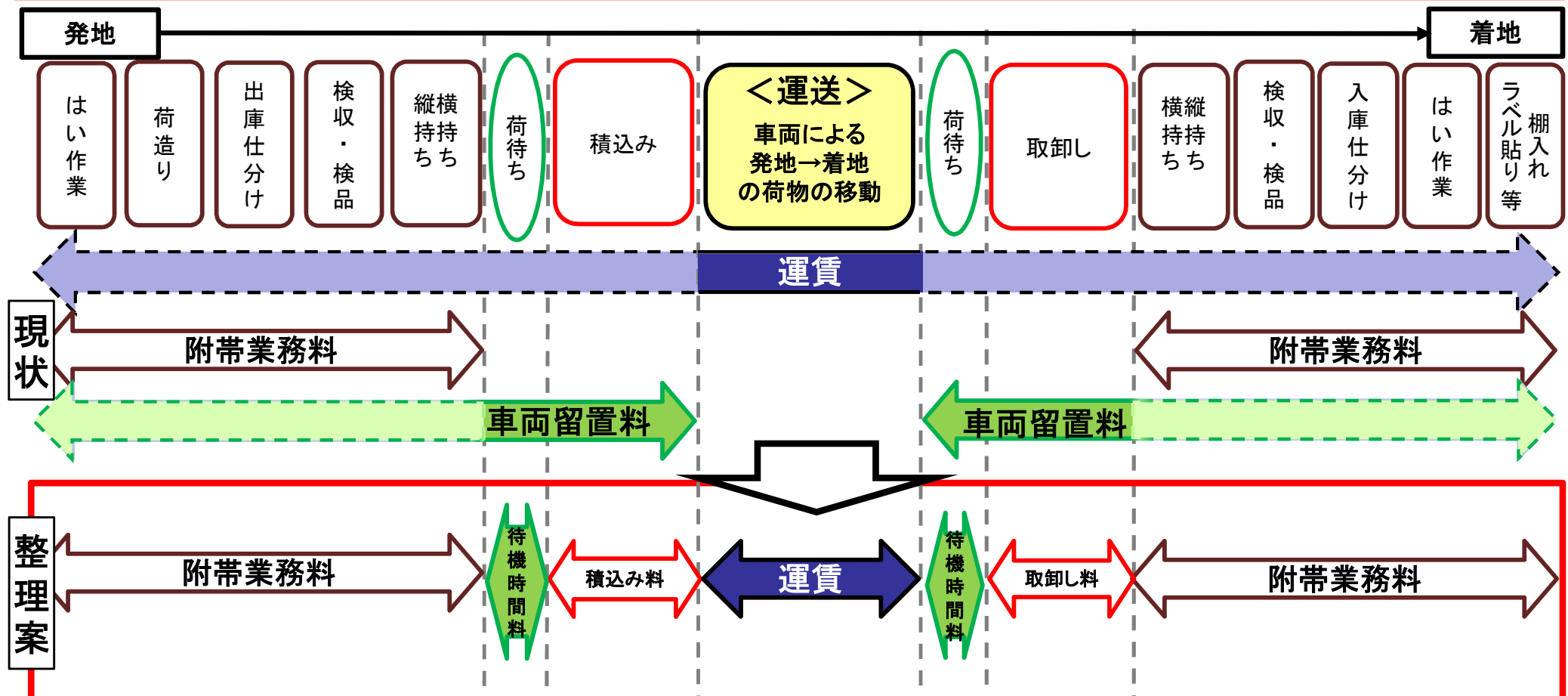
(附帯業務)

第六十条 当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分け、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の貨物自動車運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務(以下「附帯業務」という。)を引き受けた場合には、当社が別に定める料金又は実際に要した費用を収受し、当店の責任においてこれを行います。

適正な運賃・料金収受に向けた方策について

参考4

- 運賃が運送の対価であることを明確化するため、運賃の範囲を明確化する通達を発出する。
- 適正な運賃・料金を収受するための方策として標準貨物自動車運送約款を以下の通り改正する。
 - ①荷送人が運送依頼をする際に作成する運送状等の記載事項について、「待機時間料」、「積込み料」、「取卸し料」等の料金の具体例を規定する。
 - ②荷待ちに対する対価を「待機時間料」とし、発地又は着地における積込み又は取卸しに対する対価を「積込み料」及び「取卸し料」とそれぞれ規定する。
 - ③附帯業務の内容に「横持ち」、「縦持ち」、「棚入れ」、「ラベル貼り」及び「はい作業」を追加する。等 (※)



(※)はい作業:倉庫等において袋や箱を一定の方法で規則正しく積み上げたり、積み上げられた荷をくずしたりする作業